

## 吹田市地域医療推進懇談会設置要領

## (目的)

第1条 今後一層の進展が見込まれる高齢化に対し、大幅に増大する在宅医療等の医療需要に見合った供給体制の整備等をはじめとして、地域の実情に応じた地域医療の推進について、医療提供者等から必要な意見を得ることを目的に、吹田市地域医療推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

## (意見等を得る事項)

第2条 懇談会において意見等を得る事項は、次のとおりとする。

- (1) 在宅医療推進の環境づくりに関する事項
- (2) かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師（薬局）の定着促進に関する事項
- (3) その他、地域医療の推進に関する事項

## (構成)

第3条 懇談会は、委員12人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 医療関係者 10人以内
- (2) 関係行政機関の職員 1人以内
- (3) 学識経験者 1人以内

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の任期は、前の委員の任期の残期間とする。

4 委員は、再度選任することができる。

## (臨時委員)

第4条 特別の事項について意見又は助言を得る必要があると市長が認めるときは、懇談会に臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、市長が選任し、当該特別の事項に関する意見聴取等が終了したときに解任するものとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 懇談会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

## (会議)

第6条 懇談会の会議は、市長が招集する。

## (委員以外の者からの意見の聴取等)

第7条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、懇談会への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (部会)

第8条 懇談会は、必要に応じ、所管事項に関する特定の事項について、実務的な観点からの協議を行うため、部会を設置することができる。

2 部会は、所管事項に関する特定の事項にかかわる機関等から選任した委員で構成する。

3 部会の運営については、第5条及び第6条の規定の例による。

## (庶務)

第9条 懇談会の庶務は、健康医療部地域医療推進室において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、懇談会の構成及び運営に関し必要な事項は、健康医療部長が定める。

附 則

この要領は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

吹田市地域医療推進懇談会設置要領 現行・改正案対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(構成)</p> <p>第3条 懇談会は、委員<u>10</u>人以内をもって構成する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。</p> <p>(1) 医療関係者 <u>9</u>人以内</p> <p>(2) 関係行政機関の職員 1人以内</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 懇談会の会議は、市長が招集する。</p> <p>(委員以外の者からの意見の聴取等)</p> <p>第6条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、懇談会への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 懇談会は、必要に応じ、所管事項に関する特定の事項について実務的な観点からの協議を行うため、部会を設置することができる。</p>	<p>(構成)</p> <p>第3条 懇談会は、委員<u>12</u>人以内をもって構成する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。</p> <p>(1) 医療関係者 <u>10</u>人以内</p> <p>(2) 関係行政機関の職員 1人以内</p> <p>(3) 学識経験者 1人以内</p> <p><u>(委員長及び副委員長)</u></p> <p>第5条 懇談会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 懇談会の会議は、市長が招集する。</p> <p>(委員以外の者からの意見の聴取等)</p> <p>第7条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、懇談会への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第8条 懇談会は、必要に応じ、所管事項に関する特定の事項について実務的な観点からの協議を行うため、部会を設置することができる。</p>

現 行	改 正 案
<p>(庶務)  <u>第8条</u> 懇談会の庶務は、健康医療部地域医療推進室において処理する。</p> <p>(委任)  <u>第9条</u> この要領に定めるもののほか、懇談会の構成及び運営に関し必要な事項は、健康医療部長が定める。</p> <p><u>別表（第3条関係）</u></p>	<p>(庶務)  <u>第9条</u> 懇談会の庶務は、健康医療部地域医療推進室において処理する。</p> <p>(委任)  <u>第10条</u> この要領に定めるもののほか、懇談会の構成及び運営に関し必要な事項は、健康医療部長が定める。</p> <p><u>(削除)</u></p>

吹田市地域医療推進懇談会  
委員名簿

(敬称略)

	関係団体等	役職	氏名
医療関係者	吹田市医師会	理事	戸川 雅樹
	吹田市歯科医師会	会務諮問特別委員長	千原 耕治
	吹田市薬剤師会	副会長	大森 万峰子
	国立循環器病研究センター	心臓血管内科 部長	泉 知里
	大阪大学医学部附属病院	保健医療福祉ネットワーク部 副部長	栗波 仁美
	済生会千里病院	事務部課長	岩間 紀子
	済生会吹田病院	事務次長	小山 信一
	市立吹田市民病院	副院長	戎井 力
	日本在宅医療連合学会	おおさか往診クリニック 理事長	田村 学
	吹田市介護保険事業者連絡会 訪問看護事業者部会	吹田市医師会立 訪問看護ステーション 管理看護師	新田 美和子
学識 経験者	関西大学	人間健康学部 人間健康学科 教授	黒田 研二
関係機 行関	大阪府吹田保健所	所長	柴田 敏之

吹田市地域医療推進懇談会の傍聴に関する事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、吹田市地域医療推進懇談会（以下「懇談会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 懇談会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、会議の開催時刻の15分前から開催時刻まで行う。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、5名とする。

2 傍聴希望者が前項に規定する定員を超えた場合は、抽選によるものとする。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の進行の妨げとなるような行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしないこと。
- (3) 飲食をしないこと。
- (4) はち巻をするなどの示威的行為をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、健康医療部長の許可を得たときは、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、秘密会を開く決定があったときには、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規準に違反するときは、係員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項が生じたときは、健康医療部長が定める。

附 則

この基準は、平成28年2月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。